

(仮称) 浜田市協働のまちづくり推進条例(案)及び逐条解説(案)

条例(案)	逐条解説(案)
令和2年9月 日(条例第 号) 目次 前文 第1章 総則 第1条 目的 第2条 定義 第3条 基本理念 第2章 市民等の権利及び役割 第4条 市民等の権利 第5条 市民等の役割 第3章 市の役割 第6条 市の役割 第7条 市職員の育成及び参画促進 第4章 協働のまちづくり 第8条 協働のまちづくりの推進 第9条 事業者及び高等教育機関との連携 第10条 情報の共有 第11条 市民参画の対象 第12条 市民参画の方法 第13条 人材育成 第5章 地域協議会 第14条 地域協議会の設置 第15条 地域協議会の役割 第16条 地域協議会の組織	

条例（案）	逐条解説（案）
<p>第17条 地域協議会の委員の任期等</p> <p>第18条 委任</p> <p>第6章 まちづくり活動の推進</p> <p>第19条 地区まちづくり推進委員会による推進</p> <p>第20条 まちづくり活動団体による推進</p> <p>第21条 まちづくり活動団体との協働</p> <p>第22条 まちづくり活動の拠点</p> <p>第7章 条例の推進</p> <p>第23条 推進体制</p> <p>第8章 雑則</p> <p>第24条 条例の見直し</p> <p>第25条 その他</p> <p>附則 (別表)</p> <p>前文</p> <p>私たちのまち浜田市は、全国に誇れる海、山などの美しい自然と、石見神楽や石州半紙などの伝統文化、豊かな自然を活かした多くの観光資源を有した島根県西部の中核都市です。</p> <p>平成17年10月の市町村合併では全国に先駆け「浜田那賀方式自治区制度」を採用し「地域の特徴や地域らしさを大切にしたいまちづくり」に取り組んできました。</p>	<p>前段では、浜田市の概要について説明しています。</p> <p>ここに記載されているもののほか、島根県立大学をはじめとする高等教育機関を有し、学生の街としての顔を持つほか、沿岸部には豊富な水揚げを誇る浜田漁港、山間部には温泉、三隅や旭の棚田があるように、その魅力が海から山まで広範囲に及んでいる地域は全国的にも少なく、恵まれた環境を有しています。</p> <p>また、現在の浜田市は、平成17年10月、浜田市、金城町、旭町、弥</p>

条例（案）	逐条解説（案）
<p>しかしながら、急速に進む人口減少や少子高齢社会といった社会情勢の中、担い手不足による地域活動の衰退や行政サービスのスリム化により、身近な課題や施設の維持管理のような大きな課題まで、地域だけ、市だけでは解決できない課題が増えています。</p> <p>こうした課題に取り組んでいくため、浜田市では、これまでの自治区制度に代わる新しいまちづくりに向けた取り組みを始めています。</p> <p>これからは、浜田市に暮らす子どもから高齢者までのすべての人が、お互いの特徴や役割、そしてパートナーであることを認め合いながら、自分のまちや市の出来事に関心を持ち、まちづくりに自ら参画することが必要です。</p> <p>また、市も市民との関係をもう一度見つめなおし、誰もがまちづくりに参画できるよう、わかりやすい市政運営と、市民とのさらなる連携と協力が求められます。</p>	<p>栄村、三隅町の5市町村が合併することで誕生しました。</p> <p>合併の際、「地域の特性が薄れる」「市域が広範囲になり、住民の意見が届かなくなる」などといった住民の不安を軽減するため、「浜田那賀方式自治区制度」を採用し、地域の特性を活かした一体的なまちづくりを進めてきたところです。</p> <p>中段では、浜田市を取り巻く現状とこれからのまちづくりの方向について説明しています。</p> <p>浜田市も、他市と同様、急速に進む人口減少や少子高齢社会の影響で、これまで地域活動を担ってきた人材は減少し、草刈や防災活動といった地域では欠かせない身近なコミュニティ活動も困難になりつつある地域も増えています。</p> <p>まちづくりに対して関係団体と連携し、様々な課題を主体的に解決していこうという意識を持った市民も増え、活発なまちづくりが進んでいる地域もありますが、地域における更なる生活の多様化や個別化する課題を解決していくことは、これまでの取組だけでは難しくなっています。</p> <p>また、市も行政サービスのスリム化により、職員数も減らしていく必要があり、行政だけでは解決できない課題も増えてきたのが実情です。</p> <p>このような状況でも、全ての市民が安全で安心して暮らせるまちづくりを進めることが行政の役割であることに変わりはありませんが、前述のとおり行政だけでは解決することができません。</p> <p>ついでには、「みんなが笑顔で暮らせるまち」を未来に残すため、市全体でまちづくりに取り組み、これまで進めてきたまちづくりの良いところ、浜田市の持つ伝統や文化といった「浜田らしさ」を受け継ぎ</p>

条例（案）	逐条解説（案）
<p>このような考えの下、私たちの願いである「すべてのひとが一体となった持続可能な元気な浜田」を目指し、公民館に誰もが参画でき、学ぶことのできる活動拠点としての役割を加えるとともに、「条例」として新しいまちづくりへの取組を示すことで、協働のまちづくりに対する意識を高め、市民と市による協働のまちづくりが更に発展していくことを期待して、ここに浜田市協働のまちづくり推進条例を定めます。</p> <p>第1章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、市民等との協働によるまちづくりを推進するための基本的な理念並びに市民等及び市の役割を明らかにし、それぞれが共に考え、行動し、だれもが幸せに暮らせる魅力ある地域社会の実現を図ることを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）市民 市内に居住し、又は通勤若しくは通学する者並びにまちづくり活動団体をいう。</p>	<p>ながら、さらに発展させていく仕組みを作っていくことが大切です。</p> <p>後段では、条例に込められた思いについて記載しています。</p> <p>市民の皆さんに「条例」という形でお示しすることで、皆さんの役割や、様々な団体との関わり方をもう一度確認してもらい、主体的にまちづくりに参画してもらうきっかけとなればと考えます。</p> <p>これから進めるまちづくりにより「すべてのひとが一体となった持続可能な元気な浜田」が実現することを期待します。</p> <p>【解説】</p> <p>第1条は、この条例の目的を定めたもので、条例を制定する目的を簡潔に表現したものになります。条例全体の解釈や運用の方針となるものです。</p> <p>この条例の目的は、「基本的な理念」や「まちづくりの主役である市民等と市の役割」を明文化することにより、市民の皆さんや市職員へ意識付けをすること、自分たちの力で幸せに暮らせる魅力ある浜田市を実現することを目的としています。</p> <p>【解説】</p> <p>この条例で使用している用語について定義しています。</p> <p>（1）市民 市内に住んでいる人だけでなく、市内で働く人や市内に通学する</p>

条例（案）	逐条解説（案）
<p>(2) 事業者 市内において営利を目的とする事業を行う個人又は法人をいう。</p> <p>(3) 市民等 市民及び事業者をいう。</p> <p>(4) 市 市長その他の執行機関をいう。</p> <p>(5) まちづくり 市民や事業者、各種団体が、それぞれ対等な立場で地域の活動に参加し、自分達が暮らす地域をより住みよくしていくことをいう。</p> <p>(6) 地区まちづくり推進委員会 地域のまちづくり活動を行うため、自治会や町内会、その他当該地域で活動する各種団体に組織した団体のうち、市長が認定したものをいう。</p> <p>(7) まちづくり活動団体 地区まちづくり推進委員会、その他のまちづくり活動を行う団体であって、政治活動又は宗教活動を主たる目的としないものをいう。</p>	<p>人、まちづくり活動団体を含めて「市民」としています。</p> <p>市内に住んでいる人に限らず、市内で働く人や市内に通学する人を含めることで、浜田市に関わりのある幅広い人が、協働のまちづくりに参画することにより、様々な地域の課題を解決することが可能になることが期待されます。</p> <p>(2) 事業者 市内において営利を目的とする事業を行っている、個人や法人のことを指します。</p> <p>(3) 市民等 (1) に定める市民のほか、事業活動を行っている個人や団体をいいます。</p> <p>(4) 市 市民が参画や協働を行う相手方となる市長、市職員のことを指します。</p> <p>(5) まちづくり 地域社会と関わりのある様々な主体が、地域をより暮らしやすい環境にしていこうとする社会活動のことです。</p> <p>(6) 地区まちづくり推進委員会 本市の特徴的な組織で、地域のまちづくり活動を行うために組織され、市長が認定した団体のことを指します。 認定要件については、浜田市地区まちづくり推進委員会認定要綱により別途規定されています。</p> <p>(7) まちづくり活動団体 地区まちづくり推進委員会や自治会、町内会など自治活動を行う組織や、子供会、PTA、NPOやサークルといった市民活動団体など、多くの人や団体が市民の暮らしの基盤形成のため、相互に連</p>

条例（案）	逐条解説（案）
<p>(8) 協働 市民等と市又は市民同士が、相手の立場や違いを尊重し、一人ひとりが当事者意識を持ち、責任や役割分担を明確にし、同じ目的のために共に考え、行動することをいう。</p> <p>（基本理念）</p> <p>第3条 市民等と市は、次に掲げる基本理念により、まちづくりを推進するものとする。</p> <p>(1) 一人ひとりがまちづくりの主役であることを自覚し、地域の主役として、積極的にまちづくりを進めるものとする。</p> <p>(2) 人や地域のつながりを大切にし、互いを尊重し助け合うとともに、それぞれの特性や得意分野を活かしたまちづくりを進めるものとする。</p> <p>(3) 本市の自然、伝統や文化を次世代に継承するとともに、浜田らしさを活用した個性あるまちづくりを進めるものとする。</p> <p>(4) お互いが、まちづくりに関する情報を提供し、共有しながら、まちづくりを進めるものとする。</p> <p>第2章 市民等の権利及び役割</p> <p>（市民等の権利）</p>	<p>携しながら魅力ある地域を大切にしたまちづくりを目指して活動を行っている団体を指します。</p> <p>(8) 協働 市民等と市、まちづくり活動団体と市など、複数の主体が対等な立場で連携、協力し、同じ目的のために共に考え、共に行動することを指します。</p> <p>【解説】 この条例の基本原則を定めたもので、まちづくりの具体的な進め方について規定しています。</p> <p>これまで地域が主体となっていた地域課題への取り組みや、行政が主体となっていた施策の進め方を見直し、地域社会を構成する多様な主体（市民、まちづくり活動団体、事業者、大学、専門学校、市など）がそれぞれ主役であることを自覚して、お互いを尊重し助け合いながら、それぞれが持つ特性や得意分野を持ち寄って、連携、協力することにより、まちづくりを進めていこうとするものです。</p> <p>地域だけ市だけでなく、他の主体も一緒になってまちづくりを進めることは、これまで個々では対応できなかった課題に取り組むことを可能にし、市民サービスの更なる向上につながるものと考えます。</p> <p>また、(3)では、浜田市の豊かな自然と、温かい人情、多彩な地域資源や地域の個性を浜田らしさとし、そのような浜田らしい魅力を活かした個性あるまちづくりを大切にした条例となっています。</p> <p>【解説】</p>

条例（案）	逐条解説（案）
<p>第4条 市民等は、市政やまちづくりに平等に参画する権利を有する。</p> <p>2 市民等は、市政やまちづくりに関する情報を知る権利を有する。</p> <p>3 市民等は、市政に対して意見を述べる権利を有する。</p> <p>（市民等の役割）</p> <p>第5条 市民等は、まちづくりの主役であること認識しながら、地域社会に関心を持ち、自らができることを考え、積極的にまちづくりに参画するよう努めるものとする。</p> <p>2 市民等は、まちづくりや市政への参画及び協働に当たっては、地域らしさを大切にし、それぞれの立場や違いを認めて行動するものとする。</p> <p>第3章 市の役割</p> <p>（市の役割）</p> <p>第6条 市は、市民等が市政について自ら考え、参画することができるよう、必要とする情報を積極的に提供するものとする。</p> <p>2 市は、市民等に市政について分かりやすく説明するとともに、市</p>	<p>市民等の権利について定めています。</p> <p>市民の皆さんは、協働のまちづくりにおいて、市が行う政策の策定、実施やまちづくりやなどに参画する権利、その情報を知る権利、そして、市政に対して意見を述べる権利があることを明確に示しています。</p> <p>この内容は、規定されるまでもなく当然の権利ではありますが、市民の皆さんには、ここに規定する権利を持っているという意識をもって、まちづくりに参画してもらいたいという思いから、条文として規定したものです。</p> <p>【解説】</p> <p>協働のまちづくりを推進するための市民等と市の役割分担という視点から、市民等が、認識、行動するべき内容について定めています。</p> <p>市民等が、それぞれ主役であることを認識し、地域社会に関心を持って情報を収集することや、積極的にまちづくりに参加することが、協働のまちづくりが活発に行われることに繋がります。</p> <p>また、まちづくりや市政への参画、協働に当たっては、それぞれの立場や違いを認め合って、得意分野を活かし、補い合うことで、持続可能なまちづくりが可能となるものと考えます。</p> <p>【解説】</p> <p>協働のまちづくりを実現していく上で、市民等と市の役割分担という視点から、市の行政運営や市民ニーズの把握、市民等との信頼関係構築など、市が担う役割について定めています。</p>

条例（案）	逐条解説（案）
<p>民等からの質問等に対して誠意をもって対応するよう努めるものとする。</p> <p>3 市は、市民等の意見等を聴くため、様々な市民参画の機会を積極的に設けながら、市民等の考え、意見等を把握し、市政に反映するよう努めるものとする。</p> <p>4 市は、市民等に対し市民参画及び協働に関する啓発に努めるものとする。</p> <p>5 市は、まちづくりの推進及び地域の特性に配慮した上で必要となる人的、技術的及び財政的支援等を行うものとする。</p> <p>6 市は、各所属において積極的に協働を推進するとともに、所属を超えた取り組みについても推進していくよう努めるものとする。</p> <p>（市職員の育成及び参画促進）</p> <p>第7条 市は、協働のまちづくりを推進するため、市職員に対して研修等を実施し、職員の育成を図るものとする。</p> <p>2 市職員は、協働のまちづくりを理解し、自らも地域社会の一員として、積極的にまちづくりへ参画するよう努めるものとする。</p> <p>第4章 協働のまちづくり</p> <p>（協働のまちづくりの推進）</p>	<p>市は、市民等が市政に参画するために必要となる情報を分かりやすく伝えることや市民等の声を把握し市政に反映させていくために、参画しやすい仕組みを取り入れ、啓発していくことが必要と考えます。</p> <p>また、まちづくりにおける地域差を是正し、協働を持続的に推進していくため、コミュニティセンター運営のサポートを行う人的支援や、社会生活における条件が不利な地域への予算配分といった財政的な支援についても実施していくこととし、集える施設がない地域、役員の兼務による負担増や担い手不足などの悩みを抱える地域に対する支援に努めます。</p> <p>市だけでは克服することが難しい課題であっても、市民やまちづくり活動団体、事業者といった様々な主体と協働することで解決していきたいと考えます。</p> <p>【解説】</p> <p>協働のまちづくりを進めていくにあたり必要となる、市職員の能力の向上と育成、意識の改革について規定しています。</p> <p>市職員は協働のまちづくりを推進していくために、コミュニケーション能力や情報収集能力といった個々の能力の向上や、協働のまちづくりの認識を深めるため、研修等を実施します。</p> <p>市職員は、業務の有無に関わらず積極的に地域活動に参画し、まちづくりに関わることで、自らも地域社会の一員であるという意識を醸成したいと考えます。</p> <p>【解説】</p>

条例（案）	逐条解説（案）
<p>第8条 市民等及び市は、相互にそれぞれの特性を理解し、尊重し、補完し合いながら、協働のまちづくりを積極的に推進するよう努めるものとする。</p> <p>（事業者及び高等教育機関との連携）</p> <p>第9条 事業者は、地域社会の一員として、地域社会との調和を図ると共に、公共的又は公益的な活動に協力し、協働によるまちづくりの推進に努めるものとする。</p> <p>2 高等教育機関（学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（短期大学及び大学院を含む。）及び専修学校をいう。）は、市民等と連携及び協力し、教育又は研究の成果、又は、関わる人が協働のまちづくりの推進に寄与するよう努めるものとする。</p> <p>（情報の共有）</p> <p>第10条 市民等及び市は、協働によるまちづくりを推進するため、まちづくりに関する情報をお互いに広く発信し、収集することにより、その情報の共有に努めるものとする。ただし、情報の提供及び共有に当たっては、市民等の権利及び利益を侵害しないよう配慮する。</p> <p>2 市民等はお互いに、個々が持つまちづくりに関する情報に関心を持ち共有するものとする。</p>	<p>市民等と市は、お互いが、まちづくりの主役であり、対等なパートナーであること、そして、足りないところを補いながら、協働のまちづくりを積極的に推進していくことを改めて規定しています。</p> <p>【解説】</p> <p>市内の事業者も地域社会の一員として、市民やその他の団体と連携を図りながら、協働のまちづくりを進めることとしています。</p> <p>また、浜田市には、島根県立大学、リハビリテーションカレッジ島根などの高等教育機関があり、専門的で多分野に及ぶ社会的、学術的資源を有する教育・研究機関としての役割を担っています。</p> <p>ここでの教育や研究の成果が、地域のまちづくりに活かされるよう、日ごろから連携をとることが必要です。</p> <p>また、これら高等教育機関には、多くの学生が在籍しています。その学生達にまちづくりに参画してもらうことにより、若い多様な視点を取り込むことができ、より活力あるまちづくりが可能になると考えます。</p> <p>【解説】</p> <p>市民等及び市は、地域が今どのような状況にあり、どのような課題を抱えているのか、また、その課題に対してどのような活動や施策を取り組もうとしているのかなど、まちづくりに関する様々な情報をすばやく発信し、その情報を誰もが必要なときに簡単に入手できるよう、ケーブルテレビや広報誌、インターネットなど、様々な媒体を活用して、わかりやすく提供する必要があります。</p> <p>また、市民等も情報を共有することで、お互いの立場や役割を理解することが可能になります。</p>

条例（案）	逐条解説（案）
<p>（市民参画の対象）</p> <p>第11条 市は、次に掲げる事項を行おうとする場合は、市民参画の機会を設けるよう努めるものとする。</p> <p>（1）市の基本構想、基本的事項を定める計画及びそれらの実施計画の策定、変更又は廃止</p> <p>（2）次に掲げる条例の制定、改正又は廃止</p> <p>ア 市の基本的な方針を定める条例</p> <p>イ 市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例（市税及び国民健康保険料の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）</p>	<p>このように、情報の共有に取り組むことは、地域社会への関心を高めるとともに、市民活動や施策への理解、市民参画へと繋がり、協働のまちづくりが活発になるものと考えます。</p> <p>【解説】</p> <p>市民等の協働のまちづくりへの参画の対象範囲について具体的に定めています。</p> <p>（1）市の基本構想、基本的事項を定める計画及び実施計画</p> <p>浜田市の最上位計画である浜田市総合振興計画のほか、浜田市全体を対象として、市の施策の基本的な事項を定めるような総合的な計画のことをいいます。「～構想」「～計画」「～方針」などといった名称は問いません。また、それに付随する実施計画なども含まれます。</p> <p>このような計画は、市政全体に大きく関わる重要な計画であり、まさに協働のまちづくりの根幹となるべきものであることから市民参画の対象としています。</p> <p>（2）ア 市の基本的な方針を定める条例</p> <p>市政全般についての基本理念や基本方針を定めるものをいいます。これらの条例が定める基本理念や基本方針は、市民等と市が共通の認識を持ち共に目指すべき必要があることから、市民参画の対象としています。</p> <p>イ 市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例</p> <p>広く市民等に適用される規制や制約を定める条例のことをいいます。このような条例には、市民等の理解や協力が必要であることから、市民参画の対象としています。</p>

条例（案）	逐条解説（案）
<p>(3) 広く市民等に適用され、市民生活に重大な影響を及ぼす制度の策定、変更又は廃止</p> <p>(4) 市が整備する公共施設等の設置に関する計画の策定、変更又は廃止</p> <p>（市民参画の方法）</p> <p>第12条 市は、参画の対象となる事項について、次に掲げる市民参画の方法のうち、効果的な手段を講じ、広く市民等に意見等を求め、市政に反映するよう努めるものとする。</p> <p>(1) 審議会等</p> <p>(2) パブリックコメント</p>	<p>(3) 広く市民等に適用され、市民生活に重大な影響を及ぼす制度</p> <p>(1) (2) に掲げるもの以外で、市民等に労力や負担を求める制度のことをいいます。(2)と同様、市民等の理解と協力が必要であることから、市民参画の対象としています。</p> <p>(4) 市が整備する公共施設等の設置に関する計画</p> <p>不特定多数の市民等が利用する、もしくは多くの市民等が影響を受ける公共施設の設置に関する計画のことをいいます。これらの公共施設は、市民等の生活に密着していることから、施設等の設置に関する計画の策定や変更、廃止を市民参画の対象としています。</p> <p>【解説】</p> <p>第11条に規定している市民参画の対象となる事項に対する意見等を求めるために実施する「市民参画の方法」について具体的に定めています。また、第2項では、その実施については、広報誌やケーブルテレビ、SNSなど適切な媒体を活用して市民等の皆さんに事前にお知らせすることとしています。</p> <p>以下、市民参画の方法について具体的に説明します。</p> <p>(1) 審議会等</p> <p>市の附属機関に位置づけられています。市から諮問された内容について、学識経験者や地域の代表など、専門的な知識や経験を持った人たちにより協議を重ね、答申を行ってまいります。</p> <p>さらに、この審議会等の委員には公募委員を加え、市民等からの意見等を聴く機会を設けることとし、より多くの市民等の皆さんの意見を反映した市政運営を目指したいと考えています。</p> <p>(2) パブリックコメント</p> <p>市の基本的な政策等を決定する過程において、その内容を</p>

条例（案）	逐条解説（案）
<p>(3) 説明会</p> <p>(4) アンケート</p> <p>(5) ワークショップ</p> <p>(6) その他市長が必要と認める方法</p>	<p>(案) の段階で市民等の皆さんへ公表し、広く意見等を求め、寄せられた意見等を考慮して、最終的な意思決定を行うとともに、寄せられた意見等については、その概要や意見等に対する市の考え方を公表することを言います。</p> <p>その方法は、事前に告知するとともに、市役所の窓口や公民館などにも配置し、できるだけ多くの市民等の皆さんに触れてもらえるように実施します。</p> <p>(3) 説明会</p> <p>市民等の皆さんに対し、市の政策や計画などの概要について直接説明し、質疑応答や意見交換を行うことで、広く様々な意見等を聴くための場のことを言います。</p> <p>(4) アンケート</p> <p>新たな政策などの立案や、これまでの検証を行うに当たり実施するもので、市民等の意見や考え等を把握するための方法です。</p> <p>実施に当たっては、よりタイムリーな回答が得られるよう、政策などの内容に応じて対象者を限定するなど、範囲を定めて実施します。</p> <p>(5) ワークショップ</p> <p>参加者が、決められた課題に対してグループで意見交換や共同作業を行い、その結果をもとに、参加者全体の意見として合意形成を図る方法で、体験、実践型の参加形式となります。</p> <p>これまでも浜田市では、浜田市総合振興計画を策定する際、100人委員会として実施しており、市民等の意見を取り入れることが可能になるなど、その効果を実感しています。今後も同じような計画策定の際は、実施していきたいと考えています。</p> <p>(6) その他市長が必要と認める方法</p>

条例（案）	逐条解説（案）
<p>2 市は、前項各号に掲げる方法により市民参画を実施する場合は、適切な方法によりその実施に関する事項について公表するものとする。</p> <p>（人材育成）</p> <p>第13条 市民等と市は、協働のまちづくりを推進するため、共に学び合い、人材の育成及び活用に努めるものとする。</p> <p>2 市民等と市は、次世代のまちづくりを担う子ども、若者等の人材の育成に努めるものとする。</p> <p>第5章 地域協議会</p> <p>（地域協議会の設置）</p> <p>第14条 地域の課題や問題を取り上げ、より良いまちづくりを推進するため、市長の附属機関として、<u>別表</u>による地域ごとに地域協議会を置く。</p>	<p>これまで説明してきた5つ以外の方法で、より効果的な方法がある場合は、積極的にその方法を用いることとしています。</p> <p>【解説】</p> <p>地域の課題解決と協働のまちづくりを主体的かつ持続的に進めていくためには、生涯学習を基盤とした地域の活動を担う人材を発掘、育成していくことが必要です。</p> <p>市民等と市は、子どもや若者が、「ふるさと郷育」をはじめとする社会教育活動や、地域の行事など、まちづくりに参画できる機会を積極的に設けていくことで、多様な視点をまちづくりに活かすことができると共に、将来の人材の発掘と育成を図ることができます。</p> <p>【解説】</p> <p>これまでのまちづくりの推進の中で設置してきたものを引き継いで、新たにこの条例の中で規定したものです。</p> <p>役割や任期等については、次の条以降で詳細に規定していますが、ここでは、地域協議会と協働のまちづくりとのかかわり方について、冒頭簡単に記載しています。</p> <p>今後も、地域協議会での協議内容やご意見を尊重し、市民等と市が一体となったまちづくりを進めていきたいと考えています。</p> <p>また、条文の最後に別表として地域協議会の区分について掲載しています。</p>

条例（案）	逐条解説（案）
<p>（地域協議会の役割）</p> <p>第15条 地域協議会は、市長の諮問に応じ、当該地域に係る以下の事項について審議し、答申するものとする。</p> <p>（1）総合振興計画その他これらに準ずるものとして市長が認める計画の進捗状況に関する事項</p> <p>（2）市の重要施策に関する事項</p> <p>（3）その他市長が必要と認める事項</p> <p>2 地域協議会は、当該地域に係る以下の施策等について協議し、市長に意見を述べるものとする。</p> <p>（1）中山間地域振興対策に関する事項</p> <p>（2）一体的なまちづくりに関する事項</p> <p>（3）その他地域協議会が必要と認める事項</p> <p>（地域協議会の組織）</p> <p>第16条 地域協議会は、委員15人以内で組織する。</p> <p>2 委員は、当該地域に住所を有し、当該地域の地区まちづくり推進委員会、自治会等の地域住民自治組織から推薦された者のうちから市長が選任する。</p>	<p>【解説】</p> <p>地域協議会の役割について規定しています。</p> <p>この条例の求める協働のまちづくりの推進について、地域協議会の中でも協議していくこととしました。</p> <p>また、第2項では、地域協議会から市に対し意見を述べるができることとしています。地域の施策や課題について地域協議会で協議し、市へ意見を述べるのが活発に行われることで、さらなる協働のまちづくりが進んでいくものと考えます。</p> <p>【解説】</p> <p>地域協議会の組織について規定しています。</p> <p>地域協議会は、各地域15人以内で組織することとし、委員の要件として、当該地域に住んでいる人で、当該地域の地域住民で組織する団体などから推薦された人としています。</p> <p>これから、まちづくりを進めていくため地域住民による新たな組織ができることもあると思いますが、地区まちづくり委員会や自治会とともに、それぞれの立場、役割を尊重しながら協議を重ねることで、より協働のまちづくりが進んでいくものと考えます。</p>

条例（案）	逐条解説（案）
<p>（地域協議会の委員の任期等）</p> <p>第17条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 委員の再任は妨げないものとする。</p> <p>3 委員は、当該地域に住所を有しなくなったときは、その職を失う。</p> <p>（委任）</p> <p>第18条 地域協議会の運営について必要な事項は、規則で定める。</p> <p>第6章 まちづくり活動の推進</p> <p>（地区まちづくり推進委員会による推進）</p> <p>第19条 地区まちづくり推進委員会は、地域の特性を活かしたまちづくりを進めるため、地域協議会及びまちづくり活動団体と共通の施策や課題に協力して取り組むなど連携し、協働のまちづくりを推進するものとする。</p>	<p>【解説】</p> <p>地域協議会委員の任期や再任の可否、当該地域の住民でなくなった場合の処遇について規定しています。</p> <p>委員の任期については、地区まちづくり委員会や自治会の任期なども考慮し、これまでどおり2年としています。再任について妨げないこととし、必要な場合は2年を超えて引き続き委員をしていただくことも可能です。</p> <p>また、当該地域から転居・転出した際は、地域協議会が当該地域の施策や課題を協議する場であるとの考えから、その職を失うこととしています。</p> <p>【解説】</p> <p>地域協議会の運営について必要な事項については、これまで同様、浜田市地域協議会運営規則の規定より運営することとしています。</p> <p>【解説】</p> <p>地域のまちづくり活動を行うために組織された地区まちづくり推進委員会のあり方について規定しています。</p> <p>これまで、地区まちづくり推進委員会がまちづくりの核となり、中心となって取り組んでいただいております。今後もこの体制が全市に広まるよう、推進していきたいと考えています。</p> <p>その役割については、地域の実情に合わせ、お互いの良い所を活かしたまちづくりを行うことで、より良いまちづくりに繋がるものと考え</p>

条例（案）	逐条解説（案）
<p>（まちづくり活動団体による推進）</p> <p>第20条 まちづくり活動団体は、自らの持つ知識、専門性を活かし、まちづくりに貢献するよう努めるものとする。</p> <p>2 まちづくり活動団体は、積極的に情報提供を行い、活動の輪を広げるとともに、自らの活動内容が市民等に理解されるよう努めるものとする。</p> <p>3 まちづくり活動団体は、様々なまちづくりの団体との交流及び連携を図り、協働によるまちづくりの推進に努めるものとする。</p> <p>（まちづくり活動団体との協働）</p> <p>第21条 市は、まちづくり活動団体に対しまちづくりの情報を提供するとともに、まちづくり活動団体の活動を市民等に積極的に周知するものとする。</p>	<p>えます。</p> <p>また、実際の活動内容については、浜田市地区まちづくり推進委員会認定要綱に別に定められているため、ここでは、地域協議会をはじめとするその他団体との連携についての記載に留めています。</p> <p>【解説】</p> <p>町内会をはじめ、自治会その他自治活動を行う団体又は地区まちづくり推進委員会、市内で活動するNPOその他のまちづくり活動団体は、安全・安心、文化、健康、生きがい活動などの市民ニーズへの対応や市民生活の維持、地域コミュニティの活性化を図ることを目的として活動しています。</p> <p>まちづくり活動団体は、市民生活をめぐる保健福祉、環境衛生、安全安心、文化振興や子育てなどの各分野での地域課題を各団体が有する知恵や知識を活かしながら、解決に努めています。</p> <p>しかし、まちづくり活動団体がその活動を持続させるためには、認知と定着を図ることが必要です。そのためには、自らの活動が広く市民等に理解され、受け入れられる環境をつくることです。</p> <p>まちづくり活動団体相互の連携は、幅広い人とのつながりを作っていくことであり、お互いの得意とするもの、苦手なものを補いながら活動を行うことにより、団体運営の気づきが生まれ、団体活動を高め、発展した活動が生まれるというメリットがあります。</p> <p>【解説】</p> <p>市とまちづくり活動団体との関わりについて規定しています。</p> <p>市は、町内会、自治会その他自治活動を行う団体又は地区まちづくり推進委員会、市内で活動するNPOその他のまちづくり活動団体が</p>

条例（案）	逐条解説（案）
<p data-bbox="91 197 1088 280">2 市は、協働のまちづくりを促進するため、まちづくり活動団体に対し適切な支援を行うものとする。</p> <p data-bbox="136 831 488 863">（まちづくり活動の拠点）</p> <p data-bbox="85 879 1088 1059">第22条 市は、これまで社会教育・生涯学習推進の拠点としていた公民館に、社会教育活動のほか、まちづくり活動を推進する役割を持たせるとともに、まちづくり活動の拠点として、施設の整備及び充実に努めるものとする。</p> <p data-bbox="147 1366 445 1401">第7章 条例の推進</p>	<p data-bbox="1128 197 2134 328">行う取組の情報提供を行い、各団体が情報の共有や交流によって、課題への気づきや解決へと導くパートナーシップを構築することが必要です。</p> <p data-bbox="1128 344 2134 620">また、まちづくり活動団体に関する情報を広報紙、ホームページ、フォーラムなど様々な方法により、わかりやすく提供する必要があります。そうした情報を知ることによって、市民や事業者のまちづくり活動団体への関心が高まるとともに、市民等一人ひとりがまちづくりを我が事として捉え、主体的に関わるなど、協働のまちづくりの推進につながるものと考えます。</p> <p data-bbox="1128 636 2134 767">また、まちづくり活動団体が協働のまちづくりを持続的に推進していくため、市は協働のよきパートナーとして必要な支援を実施することも必要です。</p> <p data-bbox="1144 831 1247 863">【解説】</p> <p data-bbox="1128 879 2134 1010">市立公民館に、社会教育や生涯学習を推進していくといった役割に加え、まちづくり活動を推進する役割を持たせること、また、まちづくり活動の拠点を公民館とすることを明確にした規定となります。</p> <p data-bbox="1128 1026 2134 1206">これまでの公民館としての機能を維持したまま、まちづくりの役割を持たせることになることから、市は、人的な支援（人員体制やコーディネーターによるサポートなど）についても配慮し、併せて、施設の整備・充実に努めていくこととしています。</p> <p data-bbox="1128 1222 2134 1305">また、これまで公民館で培われてきた学びを基盤とした人づくりを引き継いで、まちづくりを進めていくこととします。</p>

条例（案）	逐条解説（案）
<p>（推進体制）</p> <p>第23条 この条例の周知・啓発及び、進捗状況について検証するための組織を置き、条例の推進を図るものとする。</p> <p>第8章 雑則</p> <p>（条例の見直し）</p> <p>第24条 この条例は、必要に応じて見直すものとする。</p> <p>（その他）</p> <p>第25条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、令和3年4月1日から施行する。</p>	<p>【解説】</p> <p>条例制定後は、この条例の周知・啓発や進捗状況の検証を行うための組織を置きます。</p> <p>推進については、他市の事例等を参考に、計画の策定やアンケートなど、より効果的な手法により行います。</p> <p>また、外部委員を含めた組織とし、市民の皆さんと一緒に、条例を推進していきたいと考えます。</p> <p>なお、その組織の詳細については、別途定めて運用していくこととします。</p> <p>【解説】</p> <p>協働のまちづくりを進めていく中で、社会情勢や地域の実情の変化を認識し、市民等の意見を聴いた上で条例の見直しが必要と判断した際は、その意見を踏まえながら条例の見直しができることを規定しています。</p> <p>【解説】</p> <p>この条例で定めるもの以外に、条例を施行するうえで必要な事項が発生した場合は、その内容にあった形式（「規則」「要綱」「要領」など）により定めることを規定したものです。</p>

条例（案）

逐条解説（案）

表（第14条関係）

名称	区域
浜田地域	外ノ浦町、松原町、殿町、田町、琵琶町、朝日町、牛市町、紺屋町、天満町、新町、錦町、蛭子町、栄町、片庭町、港町、京町、高田町、真光町、大辻町、瀬戸夕島町、元浜町、原町、清水町、瀬戸見町、生湯町、長沢町、浅井町、黒川町、相生町、竹迫町、杉戸町、高佐町、河内町、野原町、原井町、笠柄町、三階町、長見町、後野町、佐野町、宇津井町、熱田町、長浜町、周布町、日脚町、治和町、津摩町、吉地町、穂出町、西村町、折居町、東平原町、鍋石町、櫛田原町、田橋町、横山町、内村町、内田町、井野町、上府町、国分町、久代町、下府町、宇野町、下有福町、大金町
金城地域	金城町久佐、金城町宇津井、金城町今福、金城町追原、金城町入野、金城町上来原、金城町下来原、金城町七条、金城町波佐、金城町長田、金城町小国
旭地域	旭町坂本、旭町今市、旭町丸原、旭町木田、旭町山ノ内、旭町和田、旭町重富、旭町本郷、旭町都川、旭町来尾、旭町市木
弥栄地域	弥栄町長安本郷、弥栄町三里、弥栄町程原、弥栄町大坪、弥栄町稻代、弥栄町高内、弥栄町門田、弥栄町小坂、弥栄町栃木、弥栄町木都賀、弥栄町野坂、弥栄町田野原
三隅地域	三隅町岡見、三隅町古市場、三隅町湊浦、三隅町西河内、三隅町折居、三隅町東平原、三隅町三隅、三隅町向野田、三隅町河内、三隅町矢原、三隅町下古和、三

条例（案）		逐条解説（案）
	隅町上古和、三隅町井川、三隅町黒沢、三隅町井野、 三隅町室谷、三隅町芦谷	